

大牟田市（仮称）松原中学校区施設一体型義務教育学校整備
基本構想・基本計画策定等支援業務の公募型プロポーザルの質問に対する回答

大牟田市では、令和 7 年 9 月 1 日に大牟田市（仮称）松原中学校区施設一体型義務教育学校整備基本構想・基本計画策定等支援業務の公募型プロポーザルに関する実施要領を公表し、事業者の募集を行ったところ、実施要領等に関する質問がありましたので以下のとおり回答します。

要領等ページ	質 問 内 容	回 答
実施要領 P3	7.参加資格要件 （10）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定された一級建築士の資格を有する者を配置できること。 ・担当技術者全てが一級建築士の資格を有する必要はありますか。	・担当技術者すべてが一級建築士の資格を有する必要はございません。
仕様書 P4	3 業務仕様等 （3）業務計画書の提出 ③ 業務実施体制 全業務関与者の業務体制、組織計画（体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先 ・担当技術者に協力事務所の配置は可能でしょうか。 ・担当技術者の体制の指定はございますでしょうか。	・提案時点での業務体制で再委託するとした担当業務については、配置可能です。 ・専任や兼任といった、担当技術者の体制の指定はございません。
仕様書 様式 2	参加表明書の業務実績 業務実績については、本プロポーザルの評価項目としているため、本業務に最も類似していると考えられる業務実績を記載すること。 ・同種・類似実績の概要について記載箇所を教えてください。 ・記載がない場合は、一定の基準を提示いただきたいです。	・同種・類似業務については、実施要領 P3 の表に評価項目を記載しています。本業務の理解度を図る観点からの評価で、他自治体での義務教育学校の整備や学校再編整備など、提案者が本業務に最も類似していると考えられる業務実績を記載してください。 なお、同種・類似に該当するかの判断については、プレゼンテーションの中でヒアリングを行い、審査委員会で決定します。